

「倉吉市休日保育事業」利用のご案内

日曜日、祝日に仕事や家庭の都合でお子様を保育することが出来ない場合に、一時的にお子様を預かり、保育を行う「休日保育事業」を利用することができます。困った時は、気軽にご利用ください。

利用(申請)が可能な日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までのうち（1）を除く日

実施施設 社会福祉法人敬仁会 ババール園
(倉吉市山根 425-3 電話：0858-26-0211)



利用方法 条件により下記の①、②いずれかになります。

① 休日一時預かり

【対象児童】以下の条件を全て満たす児童

- 倉吉市内に住所があること。
(三朝町・湯梨浜町・北栄町にお住まいの方は役場の担当窓口にご確認ください)
- 利用日時点で生後2か月から小学校就学前までの児童であること。

【利用料金】**2,500円/日**

※生活保護世帯は無料

※2号又は3号認定を受けている就園児童で、認定事由と同じ理由で上記(3)の期間(※年末年始)に休日保育事業を利用する場合は無料。

(就労の場合は保護者の方全員の「休日保育就労証明書」が必要です)

【利用できる場合】以下のような理由で家庭での保育が一時的又は断続的に困難な場合
保護者の就労、ボランティア活動、病気、出産、冠婚葬祭、家族の看護、学校等の
行事参加 など

【利用可能時間】ババール園の開所時間

② 休日保育

【対象児童】以下の条件を全て満たす児童

- 倉吉市内に住所があること。
(三朝町・湯梨浜町・北栄町にお住まいの方は役場の担当窓口にご確認ください)
- 利用日時点で生後2か月から小学校就学前までの児童であること
- 2号又は3号認定を受けている就園児童で、認定事由と同じ理由で保育が必要である。**(就労の場合は保護者の方全員の「休日保育就労証明書」が必要です)**

【利用料金】保育所等の通常利用の一部となりますので、別途利用料はかかりません。
ただし、休日保育として利用された場合、利用日前後の6日以内(月～土)
のうち利用しない日が1日必要となります。

【利用可能時間】認定の範囲内(標準時間または短時間)

<準備していただくもの> お子さまの持ち物には 全て名前を書いてください。

- * 着替え * 弁当(離乳食) * おしぼりタオル * 手拭きタオル(1枚)
- * 歯ブラシ * 掛布団、敷布団(1組) * 汚れ物入れ(ナイロン袋3枚)
- * 食事用エプロン(必要に応じて) * おしりふき(必要に応じて)
- * おむつ又は紙おむつ(必要に応じて) ※使用済みのおむつはご家庭へ持ち帰りとなります。

利用手順、問合せ先は裏面をご覧ください

利用手順

① 休日一時預かり

(1) 利用申請

1. 利用希望日の**2週間前**の午前8時30分から**1週間前**までの期間にババール園に電話予約。既に定員に達している場合は、予約できない場合があります。
2. 電話予約後、ババール園に利用申請書を提出してください。

※利用事由が「就労」の場合は『倉吉市休日保育就労証明書』も提出してください。

(2) 利用決定

実施施設で申請内容を審査し、利用の可否を決定しその旨通知します。

(3) 利用

ババール園へ登園。

(4) 料金支払

ババール園に料金をお支払いください。



② 休日保育

(1) 利用申請

1. 利用希望日の**2週間前**の午前8時30分から**1週間前**までの期間にババール園に電話予約。既に定員に達している場合は、予約できない場合があります。
2. 電話予約後、ババール園に利用申請書を提出してください。

※利用事由が「就労」の場合は『倉吉市休日保育就労証明書』も提出してください。

(2) 利用決定

実施施設で申請内容を審査し、利用の可否を決定しその旨通知します。

(3) 振替休日の事前確認

休日保育を利用される場合は、振替日が必要なため、あらかじめ休日保育利用日の前後の6日以内（月～土）を振替日として決めていただき、利用日前に『振替休日確認表』に平日利用している保育所等の長の確認を受け、利用日当日に実施施設に提出してください。振替休日を取得しなかった場合は、利用料をお支払いいただきます。

(4) 利用

ババール園へ登園。

※申請時に「休日保育就労証明書」の提出が間に合わなかった方は、必ず利用日当日に提出してください。提出がない場合は、利用料をお支払いいただきます。

(5) 振替休日の取得

(3)で指定した振替休日に平日利用されている施設をお休みしてください。

【休日保育就労証明書について】

- ・休日保育就労証明書は、休日保育事業の利用予定日に就労があるかどうかを確認するために必要になります。
- ・実施施設で確認し、写しをとった後、証明書は一旦保護者様へお返しします。
- ・証明書返却後、同様の就労内容で休日の就労予定日がある場合は、就労先の証明書記入者に、就労予定日確認欄の続きに次回の休日就労予定日を記載・押印していただき、次回の休日保育事業の申請時に申請書と一緒に提出してください。
- ・休日保育就労証明書を紛失した場合は、再度の証明が必要になります。

<問合せ先>

【倉吉市】子ども家庭課（電話）0858-22-8100

【三朝町】町民課（電話）0858-43-3505

【湯梨浜町】子育て支援課（電話）0858-35-5325

【北栄町】教育総務課子育て支援室（電話）0858-37-5870